

Beyond

ASAHI
Research Institute

2026. 8

vol.68

骨太の方針 2026 からエネルギー政策を考察する

あさひ総研

修繕費か、資本的支出か

相続財産から控除できる債務について

「M & A による会社の生存・成長戦略セミナー」を開催しました

公益法人制度改正および新公益法人会計基準への対応について

Focus

株式会社トラベルパートナー

News

あさひ通信

第 252 回 円安は解消できるか

INFORMATION



CONTENTS

骨太の方針 2026 からエネルギー政策を考察する

あさひ総研

- 01 ・税務
修繕費か、資本的支出か
- 02 ・相続
相続財産から控除できる債務について
- 03 ・経営
「M & A による会社の生存・成長戦略セミナー」を開催しました
- 04 ・公益法人
公益法人制度改正および新公益法人会計基準への対応について

Focus 株式会社トラベルパートナー

News

あさひ通信 第 252 回 円安は解消できるか

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX 化、人口構造の激変、AI やロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

骨太の方針は経営者の必読資料



骨太の方針 2026 からエネルギー政策を考察する

統括代表社員 田 牧 大 祐

「骨太の方針^{※1}」が、2026 年 7 月 21 日に閣議決定された。骨太の方針は、今後の経済政策などの指針であり、経営者は必ず読むべきものとして本稿でも毎年この時期に紹介している。今年の骨太の方針は、脱炭素とエネルギー安全保障の両立を目指し、エネルギーの対外依存度を低減するため、原子炉の再稼働加速や次世代革新炉の開発方針が示されている。

イラン情勢やウクライナ情勢により、世界的に石油価格高騰やエネルギー供給への不安が広がっている。一方で、AI、データセンター、半導体製造など、エネルギー需要は増加の一途をたどっており、日本においても今後の電力確保は大きな課題となっている。

国際エネルギー機関 IEA^{※2} は、世界の電力需要が急速に拡大し、2030 年までに毎年 1100TWh 増加する見通しの分析報告を行った。AI、データセンターや半導体製造など先進製造の電力需要拡大のほか電気自動車、エアコンなど、米国、中国、EU での電力需要が増すことが予測されている。日本全体の年間総発電量は約 1000TWh であり、つまり毎年のように、日本の年間発電量に匹敵する電力需要が世界で新たに必要となる計算である。

日本の発電事情を見ると、約 7 割を LNG（液化天然ガス）、石炭等の火力発電所が担い、原子力発電所は未稼働のものもあり、現在の発電量はわずか 1 割にとどまっている。火力発電も原子力発電も、熱源から水を蒸気に変えタービンを回して発電する方式である。一方、発電コストでみると原子力が優位となっている。経済産業省の発電コスト検証ワーキンググループは 2025 年 2 月に発電費用の比較検証を行っている。建設費やバックエンド費用（使用済燃料処分や廃炉対策費用）、安全対策等のリ

スク対応コストも含め、資本費、運転維持費、燃料費等の総額の比較である。これによると 1kWh^{※3} を生み出す費用として、LNG は 19.1 円／kWh、石炭が 24.8 円／kWh に対し、原子力発電は 12.6 円／kWh と試算されている。太陽光発電は 10.9 円／kWh であるが、景観や自然破壊の課題があり、今後の需要に見合うものを整備することは現実的ではない。

骨太の方針では、次世代革新炉として、小型原子炉 SMR（Small Modular Reactor）が注目されている。三菱重工業(株)や日立 GE ベルノバニュークリアエナジー(株)などの企業が開発を進めており、2030 年代の実用を目指している。特に、三菱重工業(株)では、福島第一原発事故の教訓を受けて、自然放熱で冷却が可能な設計とし、さらに、工場で製造したモジュールを輸送・設置可能なサイズとするなど、基本設計を終えているという。今後のエネルギー政策や関連産業にも大きな投資機会、成長機会につながると考えられる。

骨太の方針は、すべての経営者にとって必読資料である。安全保障、防災、観光、人材育成、賃上げ等、業種を問わず、骨太の方針に記載された一言一句から経営のヒントが見えてくる。

※1 毎年 7 月前後に閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」は、日本経済の成長戦略を示し、翌年度以降の予算、税制の基本方針となる重要な指針。2026 年の表題は、「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する！～

※2 1974 年の石油危機を契機に設立された国際機関で、エネルギー安全保障の強化を目的に、エネルギー市場の分析、統計や将来予測などエネルギー政策に関する提言等を行っている。

※3 テレビを 12 時間程度視聴する際の電力量。東北電力で 31 円。



建物や機械、車両などの固定資産について修理や改良をした場合、その支出を「修繕費」としてその期の費用にできるのか、それとも「資本的支出」として固定資産計上し、減価償却により数年にわたって費用化するのかは、決算書の利益や法人税額に大きく影響します。

修繕費であれば支出時に全額を経費処理（損金算入）できますが、資本的支出に該当すると、支出時に全額を経費処理（損金算入）することはできません。そのため、修繕費と資本的支出の判定は、税務調査でも特に確認されやすい重要な論点です。

基本的な違いは、「元に戻す支出」か「価値を高める支出」という点にあります。固定資産の通常の維持管理費用や、壊れた部分についてその原状を回復するための費用は、修繕費に該当します。たとえば、雨漏りの補修、破損した機械部品の通常品への取替、外壁の通常の塗替などが典型例です。

これに対し、固定資産の使用可能期間を延ばしたり、価値や性能を高めたりする支出は、資本的支出となります。建物に避難階段を新たに取り付ける、用途変更のために大規模な改装を行う、機械の部品をより高性能なものへ取り替える場合などの通常の取替費用を超える部分などが該当します。

もっとも、実務では修繕費か資本的支出かを明確に区分しにくいケースが少なくありません。そのため、一定の形式基準が設けられており、フローチャートの形で整理できます（右図参照）。

まず、一つの修理・改良等の金額が 20 万円未満である場合、またはおおむね 3 年以内の周期で行われることが過去の実績等から明らかな場合には、その費用を修繕費として処理することができます。

また、修繕費か資本的支出かが明らかでない金額については、その金額が 60 万円未満である場合、または対象資産の前期末取得価額のおおむね 10%相当額以下である場合にも、修繕費として処理することが認められています。

さらに、なお区分が明らかでない場合には、継続適用を条件として、支出額の 30%相当額と対象資産の前期末取得価額の 10%相当額のいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出とする処理も認められます。実務上は、請求書の勘定科目名や業者の表現だけで判断せず、工事の目的、内容、施工前後の状態を確認することが大切です。

見積書や工事明細に「補修」「交換」「改修」とだけ記載されている場合でも、実際には性能向上を伴っていることがあります。

修繕費か、資本的支出か

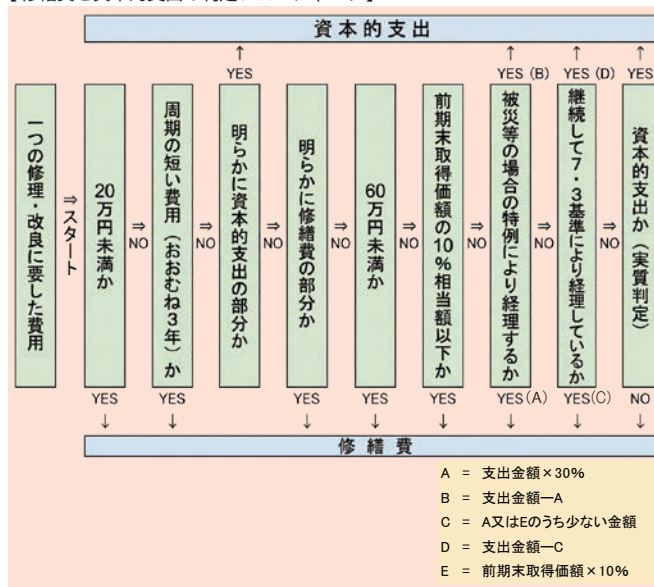
反対に、使用材料が以前と異なっている、社会一般の標準的な仕様に合わせた原状回復に過ぎない場合には、修繕費と判断できる可能性があります。大規模工事では、修繕費部分と資本的支出部分が混在することもあるため、できるだけ見積書を内容別に区分してもらい、写真や社内稟議書など判断根拠を残しておくことが重要です。

修繕費と資本的支出の判定を誤ると、修繕費として処理した金額の一部が後日、税務調査で否認され、追加の納税が生じる場合があります。

一方で、本来修繕費にできるものを過度に資産計上してしまえば、当期に認められる費用（損金）を逃すことにもなります。

固定資産に関する支出が発生したときは、「何を直したのか」「元に戻しただけか」「機能や価値が高まったか」を確認することが重要です。日頃から資料を整理しておくことが、適正な経理処理と税務リスクの低減につながります。

【修繕費と資本的支出の判定フローチャート】



山形事務所 特別経営支援部
公認会計士・税理士
大和 賢人

2018年公認会計士試験合格。
有限責任あずさ監査法人にて事業会社の会計監査業務に従事したのち、2022年税理士法人あさひ会計入所。一般事業会社・公益法人の会計税務を担当するほか、財務デューデリジェンスやM&A支援等も担当。

相続財産から控除できる債務について

相続税というと、預貯金や有価証券、不動産などのプラスの財産に目が向きがちです。しかし、実際にはプラスの財産から、亡くなった方（被相続人）が残した借金や葬式費用を差し引いた金額をもとに計算される仕組みになっており、これを「債務控除」といいます。今回は、この債務控除についてのポイントをお伝えします。

遺産総額から差し引くことができる債務控除の範囲

遺産総額から差し引くことができる債務には、亡くなった時点で実際に支払わなければならないことがはっきりしている借金や未払金が該当します。例えば、銀行からの借入金、未払いの医療費、被相続人に納付義務がある未納の税金などです。ポイントは「相続発生時点で支払いの義務が明確化されていること」で、まだ発生するかどうか明確になっていないものは債務控除の対象にはなりません。

なお、被相続人が生前に購入した墓地や墓石などの未払代金が残っていても、原則として遺産総額から差し引くことはできません。墓地や墓石などは相続税がかからない財産として扱われるためです。そのため、お墓の価値を遺産に含めない一方で、未払いの購入代金だけを差し引くことはできません。

葬式費用も債務控除の対象

葬式費用も、遺産総額から差し引くことができます。対象となるのは、通夜や告別式の費用、火葬・埋葬・納骨の費用、お寺へのお布施などです。なお、お布施などお寺への支払いについては、領収書がないこともあります。そのような場合は支払った日付、金額、相手先、内容を記録しておくとういでしょう。

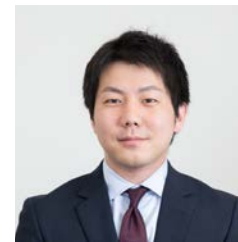
一方で、香典返しの費用は債務控除の対象とはなっていません。これは、いただいた香典自体がそもそも相続財産に含まれないためです。受け取った香典に税金がかからないにもかかわらず、そのお返しの費用が債務控除となってしまうのは合理的ではないため、対象とはなりません。お墓の未払代金が債務控除として認められないのと同様の考え方です。



また、初七日や四十九日などの法要にかかる費用も対象外です。債務控除として認められている範囲は、あくまでもご遺体やご遺骨を葬るために直接要した費用であり、法要はその後に行われる、供養のための別の行事という位置づけになるためです。

おわりに

相続が発生した際には、通帳や郵送物、契約書などを確認し、被相続人に借金や未払いのものがなかったかの確認が必要となります。また、葬式費用など亡くなった後に発生する費用については、出納帳のような形式で支出の内容を記録し、領収書と一緒に保管しておくとういでしょう。



仙台事務所 相続サポートセンター
税理士
真鍋 雄至

相続税申告・事業承継支援業務をはじめ、法人税務顧問、自治体の財務書類作成支援などの業務に従事している。



近年、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。人口減少や人手不足、後継者不在、原材料価格の高騰など、経営課題はますます複雑化しており、企業が将来にわたって事業を継続・成長させるためには、従来の考え方だけでは対応が難しい時代となっています。そのような中、事業承継や M&A は「会社を守り、未来へつなぐ経営戦略」として注目を集めています。

あさひグループでは7月10日（金）、「M&Aによる会社の生存・成長戦略セミナー」を開催し、多くの経営者の皆様にご参加いただきました。

第一部では、税理士法人あさひ会計 税理士・行政書士の松田茂が、「会社を次世代につなぐ経営戦略～事業承継～」をテーマに講演しました。事業承継は単に経営者が交代することではなく、「人」「資産」「知的資産」を円滑に引き継ぐことが重要であり、親族内承継、従業員承継、第三者承継（M&A）それぞれの特徴やメリット・課題を比較しながら、自社に適した承継方法を検討する必要性について解説しました。また、事業承継を成功させるためには、自社株対策や後継者育成などを含め、早い段階から計画的に準備を進めることの重要性をお伝えしました。

第二部では、株式会社日本 M&A センター コンサルタント戦略営業部の近藤直暉氏を講師に迎え、「会社の生存・成長のための M&A」をテーマにご講演いただきました。M&A は後継者不在を解決するためだけではなく、企業の成長戦略としても有効な手段であることや、株式譲渡を中心とした基本的な仕組み、企業価値の考え方、実際の成約事例などを交えながら、分かりやすく解説いただきました。また、M&A は契約の成立がゴールではなく、その後の組織や事業の統合（PMI）まで見据えて取り組むことが、成功につながる重要なポイントであることも紹介されました。

第三部では、あさひグループの支援体制について紹介しました。税務・会計に加え、経営コンサルティング、DX支援、

「M & Aによる会社の生存・成長戦略セミナー」を開催しました

人事・労務、相続・事業承継、M&A 支援など、企業が抱えるさまざまな課題に対し、グループ全体でワンストップの支援を提供していることを紹介しました。

事業承継や M&A は、「まだ先の話」と考えられがちですが、準備を始める時期が早いほど選択肢は広がります。今回のセミナーが、参加された皆様にとって自社の将来を見つめ直し、事業承継や成長戦略について考えるきっかけとなれば幸いです。あさひグループでは、今後も経営者の皆様のお役に立てる情報発信やセミナーを継続してまいります。



株式会社旭ブレインズ
コンサルタント 高橋 翼

さまざまな支援メニューの経験を活かし、中小企業の経営コンサルティング業務に従事する。

公益法人制度改正および新公益法人会計基準への対応について

令和 7 年 4 月より、公益法人制度の見直しに伴い、新たな公益法人会計基準の適用が開始されました。本改正は、近年における公益法人を取り巻く環境の変化や、寄附者・受益者をはじめとする多様なステークホルダーからの説明責任に対する期待の高まりを背景としており、財務情報の分かりやすさを高めるとともに、法人の活動内容を外部の関係者に対して適切かつ透明性をもって説明することを目的としています。

新会計基準は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用が開始されています。ただし、令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までに開始する事業年度までは経過措置として、従前の平成 20 年会計基準を引き続き適用することが認められており、令和 10 年（2028 年）4 月 1 日以後に開始する事業年度より、新会計基準による財務諸表の作成が求められます。例えば 3 月決算の法人の場合、令和 11 年（2029 年）3 月期決算から新会計基準による財務諸表の作成が義務付けられます。経過措置期間中であっても、移行計画の策定および進捗管理は早期に着手することが望めます。

本改正の大きな特徴は、財務情報をより適切に伝えるための「表示の充実」にあります。従来の正味財産増減計算書は「活動計算書」へと名称および表示内容が変更され、費用についても、人件費や経費といった性質別表示から、事業ごとの目的別表示へと見直されました。これにより、各事業にどの程度の資源が投入されているかを、より明確に示すことが求められます。加えて、貸借対照表の区分表示やキャッシュ・フロー計算書の取扱いについても見直しが行われており、財務諸表全体としての整合性および比較可能性の確保が一層重視されています。

また、財務諸表本体が簡潔に整理される一方で、注記および附属明細書の重要性は高まります。従来以上に詳細な補足説明が求められるため、日常の会計処理やデータ管理の段階から、必要となる情報を適切に把握・蓄積しておくことが重要です。特に、関連当事者との取引、補助金等の収入区分、固定資産の取得・処分に関する情報など、注記事項として開示が求められる項目については、期中から証憑および算定根拠を整理しておくことが望めます。

実務上は、段階的な対応を計画的に進めることが望めます。まず、現行の決算書と新基準との差異を把握したうえで、勘定科目や事業区分の見直しを行います。次に、会計システムの設定変更や帳票様式の調整など、運用面の整



備を進めるとともに、新旧基準による試算・検証期間を設け、法人の実務に即した運用方法へ調整していきます。あわせて、理事会や評議員会等の意思決定機関に対しても、改正内容および移行方針について事前に共有し、組織全体としての理解形成を図ることが重要です。最終的には、令和 10 年（2028 年）4 月 1 日以後に開始する事業年度から新会計基準が完全適用となるため、当該事業年度の開始までに新基準に基づく決算体制を整備しておくことが求められます。

さらに、決算書を新基準へ移行する際には、予算書との整合性が課題となる可能性にも留意が必要です。実務上は、予算書の作成段階から、新会計基準に沿った科目、事業体系および様式を用いることが望めます。

加えて、制度改正に伴い、行政への提出書類については、すでに新様式への対応が求められています。決算書を従来基準で作成している場合であっても、提出書類については新制度に基づく様式で整備する必要が生じる場合があるため、適用される提出様式や記載事項を早期に確認しておくことが重要です。

今回の制度改正は、単なる会計ルールの変更ではなく、法人運営における透明性の向上および説明責任の強化を目的とするものです。そのため、早期に制度改正の全体像を把握し、自法人の実態に即した移行計画を策定することが重要です。あわせて、経理担当者のみならず、理事・監事および事務局全体での共通理解を醸成することで、移行作業をより円滑に進めることが可能となります。中長期的には、本改正への対応を契機として、法人運営全般のガバナンス強化や業務プロセスの見直しにつなげていく視点も重要です。

当事務所では、新会計基準への移行に向けた各種支援を行っております。現状分析、移行スケジュールの策定、帳票様式の見直し等についてご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。



山形事務所 経営支援 DX 部
チームマネージャー 柴田 憲吾

一般の事業会社のほか、公益法人アドバイザーとして公益法人も担当。社内外の IT 化、DX 化、業務改善を進めている。

Focus

旅がつないだ、お客様との出会いと新たな挑戦

「人生を豊かに過ごすために、
自分らしい旅を楽しんでいただきたい」

株式会社トラベルパートナーは、皆様の旅のお手伝い役としてスタートした旅行会社です。山形市葉師町に本社、仙台市卸町に支店を構え、特に法人のお客様には、業務知識豊富な営業担当がさまざまなご要望に迅速に対応することをモットーとしております。

宿泊予約、パッケージツアー、レジャークルーズ旅行などの個人手配から、忘年会、グループ旅行、社員研修、インセンティブ旅行、周年事業などの団体企画まで、幅広く取り扱っております。

TRAVEL PARTNER CO., LTD.
トラベルパートナー

株式会社トラベルパートナー
https://www.travelpartner.jp



【本 社】山形県山形市葉師町二丁目 2-28 TLP ビル 3 階
TEL. 023-615-6772
【仙台卸町店】宮城県仙台市若林区卸町二丁目 15-2 卸町会館 1 階
TEL. 022-253-7753

◆25 周年を迎えたトラベルパートナーが広げる、食・人材・宿泊の新たな価値◆



今年、おかげさまで 25 周年を迎えます。これまで、「トラベル」という言葉は「トラブル」を語源に持つと教わったように、さまざまな出来事がありました。特にコロナ禍の 3 年半は、旅行業から離れざるを得ない厳しい時期でもありました。大きな成果を語れる段階ではありませんが、この間に生まれた旅行業以外の 3 つの事業をご紹介させていただきます。

01 弁当発注プラットフォーム「BizLun」「SCLUN」



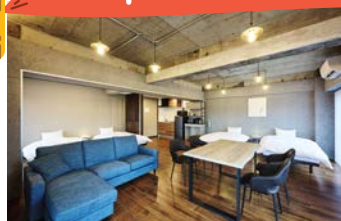
■スマホからお弁当を注文できる、企業向けの「BizLun」と、高校・学童施設向けの「SCLUN」を展開しています。企業や高校、学童施設と地域の弁当業者を結ぶ IT プラットフォーム事業として、利用者の利便性向上はもちろん、弁当業者にとっては新たな販路の拡大と業務効率化にもつながっています。

02 バスガイド紹介事業「ドリーミーグリエイト」



■東北 6 県の契約バス会社にフリーのバスガイドを紹介する会社を M&A で引き継ぎました。若いバスガイドのなり手がいないため、バス会社さんから重宝されております。

03 一棟貸宿事業「パッケージ・パートナー」



■コロナ禍で不特定多数の方との接触を避けながら、安全に非日常を楽しむ旅行や、ワーケーションとしての需要が拡大いたしました。予約からチェックインまでのシステムも進化し、現体制でできるビジネスとしてチャレンジしました。宮城の別荘地区から始めた事業ですが、近年は銀山温泉や山形市内にも展開し、12 施設を運営しております。

とはいえ、本業は旅行業です。皆様、円安の昨今ではありますが、本場の野球を観に行く旅など、心が動く体験に出かけてみませんか。
皆様からのオーダーをお待ちしております。

✉info@travelpartner.jp

Report | 自治体職員向け公営企業会計セミナーを開催しました



令和 8 年 7 月 15 日から 17 日にかけて、山形県山形市、宮城県仙台市、福島県郡山市の 3 会場にて、地方公営企業会計セミナーを開催しました。

当日は、団体数 29 団体、46 名の自治体職員の皆様にご参加いただきました。

本セミナーでは、一般社団法人地方公営企業会計総合研究所の代表理事鈴木利勝様より、上下水道事業の「経営戦略改定実務」「広域化連携に向けての動向、料金改定実務」についてご講演いただきました。

2025 年（令和 7 年）1 月 28 日の埼玉県八潮市道路陥没事故もあり、インフラの老朽化が全国的な問題として表面化してきている状況で、人口減少による使用料収入の減少・技術職員の減少、物価上昇による費用増加、金利上昇による支払利息の増加など、上下水道事業を取り巻く経営環境がますます厳しくなっていくことから、将来に向けて料金改定を検討されている自治体が多く、非常に関心の高いテーマであり、参加者の皆様は熱心にメモを取りながら受講されていました。

今後も自治体職員の皆様の業務負担軽減と経営改善につながる支援を行うため、実務に役立つセミナーや情報提供を継続してまいります。

Report | 経理担当者育成プログラム 夏期セミナーを開催しました

毎回ご好評をいただいている「経理担当者育成プログラム」を 7 月に開催しました。

本プログラムは、経理実務の基礎から応用までを体系的に学び、組織の会計・経理業務を担う人材の育成を目的として毎年実施しているものです。

多くの皆様にご参加いただき、日常の経理処理や決算業務、内部統制の考え方など、実務に直結する内容について理解を深めていただきました。

ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。

次回の「経理担当者育成プログラム」は 10 月に開催予定です。詳細につきましては、巻末のセミナー情報、並びに同封のチラシをご覧ください。

参加者の声

インボイスについての説明がとても分かりやすく、理解が深まった

給与計算の仕方がとても参考になった

貸借対照表、損益計算書の読み取り方や利益の考え方がよくわかった

非課税対象の取引や立替精算の処理など、実務に沿った内容で理解しやすかった

あさひグループ新職員のご紹介

ASAHI
Accounting Robot Research Institute



所属：ASAHI Accounting Robot 研究所

村山 里帆（むらやま りほ）
【Riri（リリィ）】

■2026 年 6 月にロボ研クルーとしてジョインしました。

以前は物流 DX の事業会社や外資系化学メーカーの工場などで社内 IT ヘルプデスクを担当しておりました。

高いホスピタリティとオーナーシップでロボ研でも精いっぱい頑張ります。

円安は解消できるか

公認会計士・税理士

半田 健一



最近の日本円はついに 1 ドル 163 円後半へと進み、長期凋落傾向が止まらない。為替はその国のファンダメンタルズを反映しているというが、円の購買力低下の根本的要因は日本の少子高齢化による生産年齢人口の減少だ。少子化が進むと 15 歳から 64 歳の生産年齢人口が減少し、新しいことに挑戦する働き盛りの人口が減って長期的にみた経済成長率の期待値が下がり投資マネーが海外に流出する一方、国内の生活必需品の供給不足や DX に必要不可欠な基盤インフラの不足から貿易収支やデジタル収支が赤字体質となり構造的な円安圧力が発生すると考えられている。

経済調査機関のレポートによると約 1%の人口減少で円の購買力も約 1%程度低下するという結果が報じられている。歴史的な円安を止めるためには、少子高齢化に対する根本的な処方箋が不可欠だ。

政治評論家の竹田恒泰氏は、日本が抱えている問題の 7 割以上は少子化が原因だとおっしゃる。人口減少に伴う消費支出の停滞による経済成長の鈍化問題然り、労働人口の減少による被雇用者の不足を原因とする中小企業の倒産問題然り、若者が高齢者を支える仕組みの社会保障制度の機能不全問題然り、高齢者増大による貯蓄の取崩しの結果、資金不足による投資抑制問題然り、若者の減少による自衛官の成り手不足による防衛力不全問題然り。

竹田氏によれば、付き合っているカップルの 7 割が経済的理由で結婚しないと言っているという。子供のいない夫婦にアンケートをしたところ、7 割以上の夫婦は子供が欲しいが子供を作らないのは経済的理由だという。子供のいる夫婦にもっと子供が欲しいかと聞くと 2 人目、3 人目も欲しいと答えるが、そうしない理由のトップは経済的理由だという。金で解決できるのであれば金で解決すればいいというのが竹田氏の持論だ。

竹田氏は子供が 1 人生まれたら 1000 万円をぽ〜んと差し上げればいいのか。2 人目が生まれたら

らプラス 2000 万円、3 人目が生まれたらプラス 3000 万円、都合 6000 万円を差し上げればいいのかという。子供一人を産み育てるのにおおよそ 2000 万円以上かかるから、子供 1 人だったら国が半分面倒みる、3 人産んでくれたら養育費は国が全部面倒みる。4 人目が生まれたらその世帯は所得税なし、5 人目が生まれたら相続税なしというのが竹田氏のプランだ。

わかった。だが財源をどうするのかという疑問に対して竹田氏は財源はいらないという。子供が 1 人生まれることによる経済効果は 3 億円から 5 億円あるという。子供は生まれた瞬間から消費者となり、10 数年もしたら労働者となって所得税を払い、死ぬまで納税者なのだ。1 人生まれてくるということは 1000 万円どころではない価値があるのだという。例えば近年の出生数は 67.8 万人で過去最少を更新しているが、100 万人に 1000 万円ずつ配っても 10 兆円、10 年続けても 100 兆円だ。コロナで 150 兆円、東日本大震災による国土強靱化計画で 360 兆円、CO²対策で 150 兆円出しているのに少子化対策に 100 兆円出せない訳がない。しかも少子化対策の 100 兆円は 100%回収できると主張なさっている。

かつてフランスは 2000 年初頭に実施した、①現金給付・税制優遇（家族手当）、②育児休業制度の充実、③保育サービスの拡充等の少子化対策が功を奏し欧州トップの出生率を誇ったのだが、2010 年以降は出生数が減少し始め、2025 年には戦後最低水準となっている。その主因は①住宅費の高騰、②雇用の不安定化、③気候変動・経済の不安化による将来の不確実性等の政策以外の要因だ。日本とフランスの少子化は「似ているようで、根本原因が違う」ようだ。

いずれにしろ今後日本は①高齢者も健康なうちは働ける仕組みづくり、②女性の更なる社会進出を図るための家族制度を含む制度改革、③移民を含む外国人労働者の活用も、竹田氏の大胆な提案とともに考えていく必要があろう。

あさひ会計ホームページの What's New 「セミナー情報」をご覧ください。

SEMINAR

会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『経理担当者育成 1 ヶ月完成プログラム』 全 4 回

参加費：1 名様 税込 33,000 円（教材費込）

学んだ日から、すぐに役立つ実務知識が身に付きます！
経理未経験の方や、経理担当になりたての方、個人事業の経理担当の方など、基礎知識として経理を学びたい方にとって必要最低限の実務的な内容を学んでいただけるセミナーです。

詳しくは、同封のチラシをご覧ください



第 1 回 第 2 回 第 3 回 第 4 回
10月14日(水) 21日(水) 28日(水) 11月11日(水)

◆時間：13:30 ～ 16:30（4 回とも共通）

【山 形】定員 15 名

【Web セミナー／Zoom】

◎山形会場をメイン会場として、オンライン (Zoom) で同時に進行いたします。



『成長戦略・事業承継 個別相談会』

参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M & A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。



◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制 ※Zoom を利用した WEB 形式の面談も可能です。

【山 形】

9月11日(金)

10月 9日(金)

【仙 台】

9月10日(木)

10月 8日(木)

◆時間：各会場共通
① 9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

共催／日本 M & A センター

『相続個別相談会』

参加費：無料

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。



◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方と そのご親族様に限定させていただいております。

【山 形】☎ 0120-652-144
山形相続サポートセンター

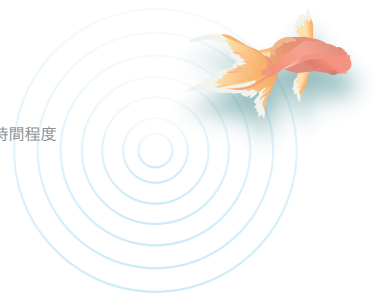
【仙 台】☎ 0120-954-883
宮城相続サポートセンター

◆開催日時：各会場共通

8月20日(木)

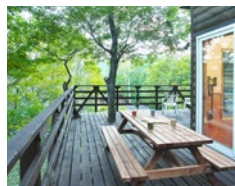
9月17日(木)

*1 回目／10:00 ～ *2 回目／14:00 ～ いずれも 1 時間程度



夏季休業のお知らせ

あさひグループでは、誠に勝手ながら、8月13日(金)～8月16日(月)までを夏季休業とさせていただきます。期間中はご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解ご了承を賜りますようお願い申し上げます。



株式会社トラベルパートナー（P7参照）

Beyond vol.68

2026 年 8 月 発行

発行元／あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL：023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL：022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>